参　考　資　料

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算額　155億円の内数）
令和３年度予算額（案）　被災者支援総合交付金　125億円の内数

現状・課題

- 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化・分断化**されているところもある。
- 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、**被災地のコミュニティの復興を促進**する。

事業内容

- 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による子供への学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けて着実に取り組む。

評価・検証委員会

被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、事前に**「被災者支援に関する目標」・「成果指標」を設定**。

事業実施後、「被災者支援に関する目標」及び「成果指標」の**達成状況について分析・評価を実施**。

学習支援体制の整備

学習支援コーディネーター（地域学校協働活動推進員）

- 被災地の課題に応える**学習支援等の企画・提案**を行う。
- 多様な地域住民の参画による**学習支援活動を確立**し、地域コミュニティの形成につなげる。

企画・提案、事業実施

被災地の実状・ニーズに基づいた活動の展開

- 放課後や週末等の学習支援活動の実施
- 地域の特色を取り入れた活動の展開

・子供たちの学びの場
・地域住民等の参画の場

被災地域での交流　防災教育　語り部活動　ふるさと創生

参画

地域住民・NPO・大学等

- 子供への学習支援を通じた**地域住民同士のつながり、コミュニティの形成**

事業実施により期待される効果

○ 地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、**子供の学習環境が好転**。
○ 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
○ 地域活動の活発化により、被災地における**地域課題の解決、震災からの復興**につながる。

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

（前年度予算額：155億円の内数 ）
令和3年度予算額（案）：125億円の内数
（東日本大震災復興特別会計）

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。

事業内容

（1）対象者　福島県内の児童生徒（小中学生）等

（2）実施主体　福島県（教育委員会）

（3）対象事業　福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
- ○自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）
- ○地域性を活かした体験活動等（地域の企業見学、住民との交流等）

（4）補助対象経費　宿泊費、交通費、活動費

※令和元年度実績　【小・中学校】　309件（17，557人）
【幼稚園・保育所】　53件（ 5，053人）
【社会教育関係団体】 県外活動のみ1団体（13人）

※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金（現在の被災者支援総合交付金）の取組の一つとして実施。

子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、（中略）**自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**（中略）その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平成24年6月27日法律第48号）
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

Ⅲ　被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

（中略）**福島県の子どもの自然体験活動への支援**（中略）など、被災者の抱える様々な課題に**きめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む**。

（平成27年8月25日）
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子供に対する支援の強化
（主な課題（抜粋））
①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

（主要な対応する施策）
・（中略）**「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施**。

（平成25年12月13日）
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

Ⅶ 32（1）福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験活動・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

（令和2年6月24日）
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和３年度予算額(案)　17億円
(前年度予算額　22億円)
【東日本大震災復興特別会計】

文部科学省

○　被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※　平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。

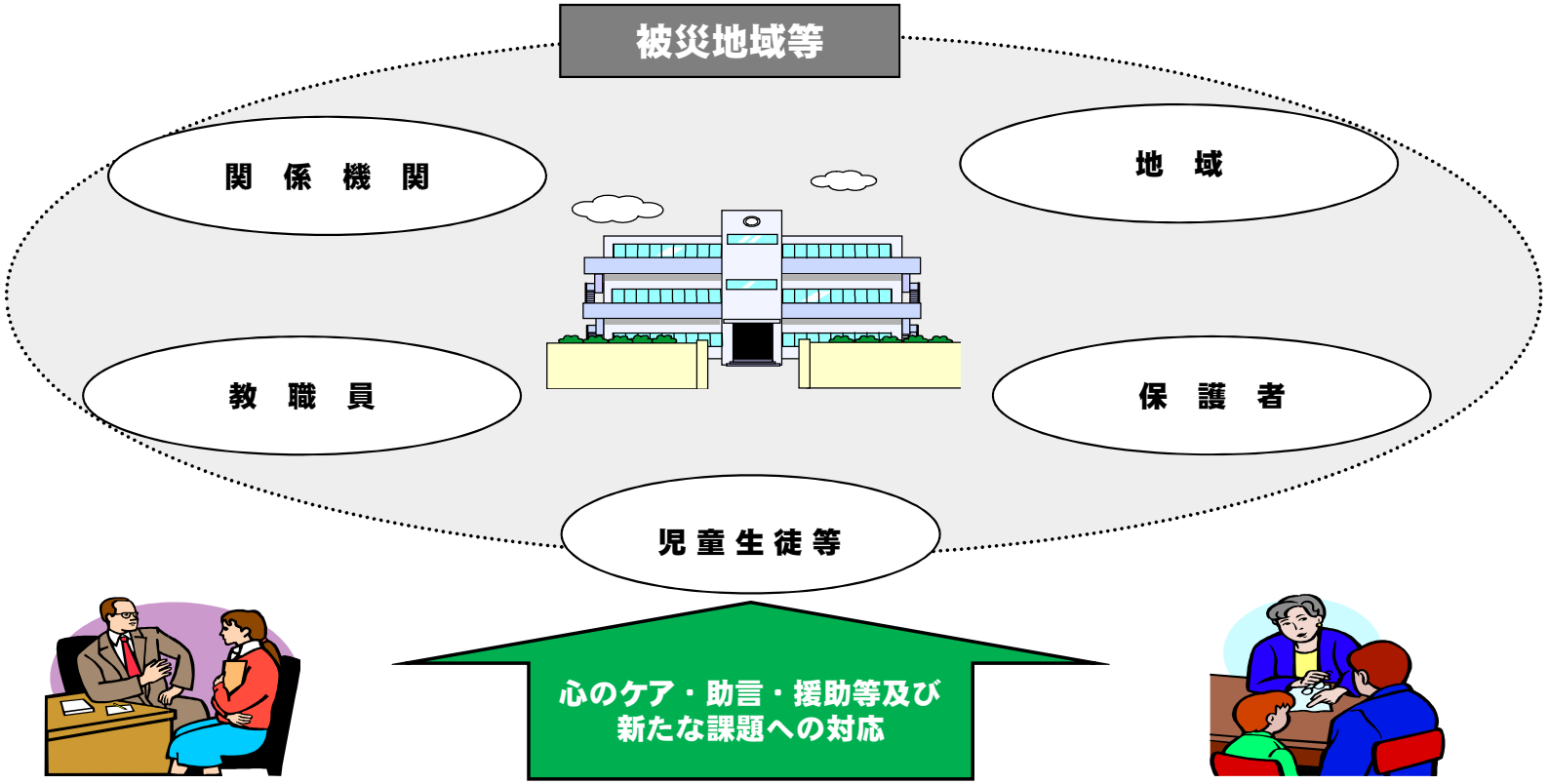

・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医　等

・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士　等

・心のケアに資するための支援活動事業

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国　１０／１０